

1. 件 名：日本原燃株式会社による核燃料輸送物設計承認申請（48Y-J DTC型）に係るヒアリング（2）
2. 日 時：令和4年10月18日（火）15時00分～15時36分
3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※はTV会議システムによる出席）：
原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設審査部門
松本企画調査官、日坂管理官補佐、甫出主任安全審査官、山後安全審査官
日本原燃株式会社
濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部 施設計画課長 他3名※
5. 自動文字起こし結果：別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。
6. その他：
【事業者からの配布資料】
資料1 48Y-J DTC型設計承認申請に係るコメント対応

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁のサンゴです。これから日本原燃のヒアリングを開始します。
0:00:08	まず最初にですね、注意事項、お知らせします。発言の際には、所属と氏名を述べてください。発言しないときにはマイクをオフにしてください。
0:00:19	は不開示情報を削減してしまった際にはその上をその場で、すぐに指摘をお願いします。
0:00:27	それではですね、日本原燃の方から、
0:00:32	今回の資料を送付してもらっていますけれども、簡単にまず説明をお願いします。
0:00:42	日本原燃 6 ヶ所ヤギハシです。説明の方は始めさせていただきます。その前に本日の出席者ですが、カミコザワサカモトササキ私ヤギハシの計 4 名で対応させていただきます。
0:00:57	資料の方は年右方資料の 1、48 は 12 ページの方、設計承認申請に係るコメント対応ということで、9 月 22 日、あと 10 月 11 日こちらでいただいた確認事項等、これらについて、
0:01:13	対応方針をまとめた資料になります。では中身の方簡単に概要を説明させていただきます。
0:01:24	日本原燃の笹木でございます。今、それでは資料に基づきましてご説明させていただきます。
0:01:31	まず、こちらの資料ですけれども、リストの方になってございまして、左側に、
0:01:37	9 月 22 日のヒアリング、また、10 月 20、10 月 11 日に実施いただいた審査会合でいただいておりますご指摘の方を書かせていただいて、その右側に対応方針として、
0:01:51	修正させていただく、対応させていただく内容で右側に
0:01:56	その具体として方針を整理させていただいたものを別紙として後ろの方にお付けしてございます。
0:02:02	その方針を踏まえまして、本市の展開箇所として右側に書かせていただいておりますけれども、こちらの方に、内容社の方針の内容を展開していくと。
0:02:13	というようなものをご説明した資料がこの 1 件 1 枚目と 2 枚目の資料になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:19	ポイントだけかいつまんでということで、コメントの方でナンバー2番。
0:02:26	ところでございますけれども、
0:02:29	こちら温度圧力の記載の方が、申請する中に撮影しておりまして、おりましたというところの、コメントに対する対応ということで、資料の別紙2の方をご覧ください。
0:02:45	下のページ数で4ページ目になります。
0:02:50	こちらの方に、一応方針として記載させていただいております通り、
0:02:57	温度、そして圧力の
0:03:01	数値をですね、まとめさせていただいて、鶴田の中で、
0:03:08	方針についても記載させていただいております。
0:03:14	すいません。あと次に、コメントNo. の4番でございます。
0:03:20	こちらが登録観覧の1気圧は率が生じないことの明確化についてということで、資料のナンバー5は、別紙資料の方は別紙3番。
0:03:32	資料のページ数で6ページ目7ページ目になります。
0:03:42	ちょっと待ってもらえますか、規制庁のサンゴですけれども、
0:03:48	公開バーンの資料でお話しされてるようなんですけれども、
0:03:56	何か特に我々、このヒアリングの中で、マッキング場を使う必要はないんじゃないかなと思うんですけれども。
0:04:10	元ヤギハシですすいません共有してたものが誤開版になってます。非公開版。
0:04:16	まず、失礼いたしました。
0:04:19	少々お待ちください。
0:04:20	はい。よろしくお願いします。
0:04:37	今非公開版の方、表示させていただきました。こちらの方でまた改めてご説明の方をさせていただきます。引き続きご説明の方させていただきます。
0:04:47	資料の6ページで7ページ目ということで、こちらで6ヶ浦の体積膨張に関わる御説明ということで、
0:04:58	方針のほうを示させていただいております。
0:05:00	で、こちら、考え方としては、まず、
0:05:06	最初の方で、衛藤。
0:05:08	当社の方で実施しておりました解析の結果として、解析の方、体積の方を評価した結果としてその結果から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:22	ある一定程度の余裕がございまして、椎名仁木朝日町実に破裂に至る恐れはないということを確認してございますというご説明と、
0:05:33	あとまた書きで、1、4、第4パラグラフ目から、また書きで記載させていただいておりますけれども、
0:05:42	電力中央研究所と、あとITSNと共同研究で行われた、6.6ふっ化ウランを用いた紙実試験ですね、この実試験の耐火試験、
0:05:52	こちらの解析結果の方も調査させていただいてその結果をですね、整理して、記載させていただいて、決断として最後に記載させていただいておりますけれども、以上よりというところで、
0:06:06	シナリオ6からの体積膨張によるギャップが生じず破裂に至る恐れはないことを確認してます。
0:06:11	いうところで、結論付けてございます。
0:06:17	あと、また、2ページ目の方行っていただきまして、戻っていただいておりますね、コメントナンバーの、
0:06:25	6番であります。
0:06:28	こちらの経年変化の内容のところ拾うの。当初の御説明が、
0:06:34	確かにロジックだった、適切なロジックになってないというところが、ちょっと説明が不足していたと、いうところで、拡充させていただいたものでございます。別紙の方は、別紙5ということで、
0:06:47	ページ数で9ページ目をご覧ください。
0:06:55	こちらの下の方に、広野石塚の方は設計が失礼しました、疲労の評価点を示してございますけれども、キーワードとして、赤Gで、
0:07:08	と書かせていただいているところですが、
0:07:11	使用期間中に想定される回数に対して保守的に余裕率を見込んだ下げ回数、
0:07:18	を用いてそれに対して許容繰返し回数をその数値が下回っていると。
0:07:23	いうご説明させていただいた上で、その方がキーのところはですね、内圧大学主査による、しないと、肉厚率かによって生じる応力、
0:07:33	というところでこちらですね、期間中に生じる、
0:07:39	それとフォロー保守的に評価してですね、この回数が、広岡-4の状況を満たしていると。
0:07:46	ということで、最後も、
0:07:49	プレイ回数と合計繰返し回数を保守的に設定して評価しまして疲労破壊の処理の処理を確認していると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:57	いうふうなところで説明の方を修正させていただきました。
0:08:06	10 ページお願いします。
0:08:09	これまで定年変化の考慮の内容の結論というところで書かせていただいておりますけれども、ただいまご説明しました疲労に関するところですが、
0:08:20	第2 パラグラフ目のところで、
0:08:22	今ご説明した内容のところ、経年変化の方は考慮する必要がありますが疲労による経年変化については考慮する、する必要があります。
0:08:32	それを、
0:08:33	その経費に関しては保守的に、回数等を考慮した上で、結論としては、技術基準の不均衡にし、引き続き基準上の基準に適合していることの意味ではないことを確認したと。
0:08:44	いうご説明の方に、修正させていただいております。
0:08:49	はい。すいません。簡単ですが、ポイントだけ以上になります。
0:08:56	規制庁、澤ですけれども、規制庁側から入るか。はい。いいですか。規制庁のホデですけども、今、ご説明、まず最初に一番至近でご説明いただいた、
0:09:10	疲労のところなんですけどね。これ、9 ページご覧な、9 ページちょっと出していただきたいんですけども、横のやつです。
0:09:21	ここで、ここはねどのように影響があるという宣言をした上でどのように考えるかっていうところまで結構なので、
0:09:33	要は、保守的に、ここでいうと、2 行目と 3 行目。
0:09:39	保守的に余裕率 10 を見込んだつり上げ回数を考慮するでいい
0:09:44	まででいいと思います。その後ろにいらないと思いますんで、その後以降の話は、まず、この第1 パラグラフの話ですけど、以降は、これは
0:09:59	藤まさに、吊上装置のところですね、もうご説明いただいている内容だと思いますので、ここでは、疲労っていうのを考慮しますよ、それをどのように考えましたかというところまで、
0:10:13	委員の考慮の必要性ですから、考慮する必要があってそれを、10 倍の余裕がある、10 倍の余裕率を見て疲労評価するとかですね。
0:10:25	下の圧力の方も同じように、例えば、200、
0:10:33	運搬中に、運搬期間中に毎日圧力が変動する。
0:10:40	とした上で、評価を行うということで、結果は、今の多分炉所のこれ後の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:50	今度はこの1-3になるのかどうかちょっとあれですけども、その、そこでそれ以下のことが展開されて技術基準に対する適合性の説明になると。
0:11:00	いうふうに考えてます。ですから、ここですべて
0:11:06	これだったら、考慮し、考慮したけどやっぱ問題ねえやっちゅうところまでいってるんですけども、問題ねえ、問題ないわは結局、その構造解析ろ紙をAからEの項の中で、どのように考えて評価して、
0:11:22	技術基準に対して適合し、ここで言えば亀裂破損が生じないというふうな記載になろうということになろうかと思しますので、
0:11:33	適切に適正化するとすれば
0:11:38	下の後半の部分ですね、後半のそれぞれのパラグラフの後半の部分は評価の項目のところについては、不要と考えます。で、同じように10ページについても、
0:11:53	で、
0:11:55	デールレット終わって
0:12:01	シリンダ及びシリンダーのつり金具については云々と書いてあって、シリンダー及びつり金具に対して、保守補助に考慮した上で、疲労評価するで止めてもらえればいいと思います。
0:12:15	こちらの申し上げたことをご理解いただけますでしょうか。
0:12:23	日本原燃阪本でございます。ご指摘の点、理解いたしました。はい。おっしゃる通り、この疲労の評価の中で、解析のその他の解析の話まで出てきていると、全体の繋がりが、
0:12:34	うまく繋がらなくなりますので、ここではあくまで医療評価をするという項目にして、実際の評価の方はaの方で正確に理事長の方で明確にするという形で整理いたします。具体的にここでもう
0:12:50	例えば他のところでね、ようスクリーニングかけました。いる、必要なんですか不要なんですかっていうところで、必要です必要なのでこう考えますということ、ここで述べていただければ結構だと思います。
0:13:04	よろしいでしょうか。
0:13:06	白水です。了解いたしました。はい。すいません。えっとですね、ちょっと、ちょっとちょっとずつ戻っていきたくと思います。7ページの液圧破裂の話は非常にわかりやすい。
0:13:22	内容になっていると思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:24	金田尾、今回は一応ここで示していただいてこんななって、ほとんど答えの部分っていうのが大部分を占めるんだよということは、理解いたしました。
0:13:38	で、計算は不要だと思っているんですが、
0:13:42	今の熱解析の中で、
0:13:48	要はどういうんですかね。
0:13:52	空隙はね、量が少ない8800、平均最小量、失礼しました最小量のところですね、最初充填量のところで、最大になって、
0:14:05	るんですけれども、すいません、最初充填量の方が空隙率は当然大きいんですけれども、今の熱解析の結果から見ると、
0:14:17	藤最高温度を示すのは、食う、どうですか、値最小充填量の方が、例えば、自由表面の温度とか、
0:14:29	中央断面の平均温度とか確か高くなっていたと思いますので、何がし、初期のその区域が十分にあることから、これ考えても全然問題ないようなことは、
0:14:43	ここで言及することは可能でしょうか。
0:14:49	日本原燃阪本でございます。すいません。重要な関係だけで、より結果として厳しくなる1万2500の方だけにはすいません絞ってしまっていて、8800の方も、温度としてはそちらの方が高くなるので、こちら結果どちらの両方とも示すと。
0:15:05	というような形で、それを比較してわかるような形に修正いたします。以上です。
0:15:12	それじゃ要は、
0:15:15	これが厳しいですよっていう、その最大の方が厳しいですよということのなにがしの言及がなされてればいいような気もしますが、その厳しい条件であるこれこれに対してって、
0:15:26	これこれ厳しい条件であるこれ最大の方ですよ。
0:15:31	ということの、そのロジックが書かれてて、何か言うんであればそれでも結構です。並行で示していただいても結構ですし、それはもうお任せいたします。
0:15:41	網羅してるということが重要だと思います。
0:15:45	はい。
0:15:46	姫野サカモトです。了解いたしました。ちょっと検討して、どちらかの方向でよろしく願います。よろしく願います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:55	あとは、
0:15:58	等、ちょっとすいません逆に戻ってきてあれなんですけども、5 ページのところ、
0:16:08	先ほどの疲労の話と、共通になると思うんですけれども、圧力と温度を示して、明確に示していただいたら非常にこれは、
0:16:19	わかりやすくなったと考えております。で、クリア繰り返し、
0:16:24	の評価を行い、シリンダーの強度が十分であることを確認したと、いうふうなここで言及がなされてますけども、
0:16:34	ここにながし、先ほど紙 of で現在表の中に、ご説明いただいている内容ですよね。ここに移し、少し移した上で、
0:16:48	各自ができ、疲労考えても、疲労に至る機能を評価する必要のないレベルであることを確認したということで、亀裂破損を生じない旨のことをですね、
0:16:58	ここで言うだけでいただければと考えております。
0:17:05	井上サカモトでございます。了解いたしました。こちら章ですのでこちらの中で、評価の中身が書かれるということでこちらにあるのが正しい姿と理解いたしますので、
0:17:17	こちらの方に先ほどの具体の披露の回数だったり、そういった色の実際の中身を読み、持ってきますんで、教えていただきます。以上です。
0:17:27	いいですかね。で、また戻りますけど、3 ページのところなんですけども、疲労のところ、
0:17:37	亀裂破損等を生じる恐れはないということで、その下の2行っているのは、これまでの
0:17:45	もともとの輸送規則の精神からいってらこの子、こういうこともあるとは思うんですけれども、これを書いてしまうと、定量的にどうなのって
0:17:55	になってしまう。もう定性的に何となく強く占めてるからいいじゃないのってというのは、あまり
0:18:02	ここまで書いてある以上はいらないんじゃないかなと考えてます。
0:18:07	これ、根拠説明で、緩まないという説明できます振動を与えたときに、
0:18:14	強固に締め付けられてるからって、例えばトルク幾つ占めてるから摩擦力がこうでこうでっていうふうな説明になるような気もするんですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:23	そこまでの説明我々も求めるつもりもありませんし、必要ではない、不要ではないかなと思いますので、
0:18:31	あまり必要ではないと我々考え、考えますということだけ申し上げておきます。
0:18:38	井上サカモトでございます。すいません。余りにも定性的な形で記載してしまいまして、あまりこれがこの必須の条件ではないということで、これも考えております。
0:18:48	この記載については、修正することで対応いたします。以上です。はい。
0:18:54	じゃあ、お願いします。
0:18:55	あこですねまた、一番最後に戻りまして例の
0:19:02	要はシリンダーの5年定期自主検査、
0:19:07	のことを、こうなるのかなというふうにはちょっと記載いただいた通りかなとは思うんですけども。
0:19:16	実際に、要は、
0:19:20	輸送キャスクとしては5年も、輸送容器としては5年も使わないということですよこれね、まず、それはもう宣言されてるとい、経年変化のところでも、そういう製品、
0:19:32	制限がされてると、ということなんで、要は、
0:19:37	実際にいろんな保安規定とか何とかで、定められている、そのシリンダーの報酬、保守、これ書けってということじゃないんですけど、それを踏まえると、
0:19:49	それを踏まえて、最も適切と、すごい定性的かつ抽象的なコメントになってしまうんですけども、踏まえて、
0:20:00	当施設側の内容とですね、ここに書かれていることに、くれぐれもそごがないような表現でご説明いただければと思います。
0:20:15	そういうことで、ちょっと、
0:20:24	ちょっと、ちょっとお待ちください。
0:20:47	日本原燃阪本でございます。
0:20:50	はいコメン等の意図といたしましては、こういった運用していて、これ自体が、貯蔵設備としての加工施設保安規定と、今ここに書いている内容が、
0:21:01	そうはないということをしっかり確認。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:06	いうことでよろしいでしょうか。複数、一つのハードが複数の要は規制にかかっているような状態だと思うんですね。
0:21:16	ですから、そこは、それぞれ、過去、
0:21:23	いわゆる濃縮施設ですかね濃縮施設側のいろんな規制とか、それに基づいて実施されようとしていることと、
0:21:35	こちらで書かれてることに、くれぐれも相互矛盾がないようにしていただければと思います。
0:21:44	要件で営生です。了解いたしました。設工認、保安規定、あとここに書いてある輸送の関係、管理の中に、これ自体がしっかりそうなくてそれぞれが正しくやられて、対応いたします。
0:21:57	以上です。
0:21:59	はい。
0:22:01	一応資料については
0:22:06	以上です
0:22:09	それで後の方もわかりやすく、ご説明いただけていると思います。
0:22:19	申請書の方ほうでちょっと
0:22:22	ちょっともう1回中身こちらチェックをしておいて、そんな多くはないんですけどちょっと傷キをちょっとお話ししていただきたいと思います。
0:22:35	ですね、
0:22:39	すいません規制庁佐野ですけども、日本原燃の方で今申請書、手元にちゃんとありますか。
0:22:48	日本増埒です。設置申請でございます。はい。じゃあ、申請書を
0:22:55	手元に置いて確認をしてください。
0:22:58	ですね、ちょっとお話ししていただきたいのは論証Gの話なんですね。
0:23:07	論証Gのところでは技術基準適合性の
0:23:13	お話しがされて記載されているわけですけども、
0:23:22	と、おそらくあまり
0:23:26	要は、ここがどうですかね、技術基準に対して適合しているということを直接、説明する項目になりますので、
0:23:37	定量的な定量的な根拠とか何とかってというのは炉SHOE Iから炉小伊井までで示された上で、それがサマライズされて、こちらで
0:23:52	外運搬規則の8条なり12条に対して適合しているという展開になる。
0:24:00	わけですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:01	非常に基本的なところなんですけれども、
0:24:06	例えば、
0:24:11	経年変化のところは、今回の
0:24:18	まとめられてることではこれでもいいのかなと。疲労のところはちょっと工夫していただければと思いますちょっと、修文をご検討いただければと思います。
0:24:30	で、
0:24:31	8条、引用が41号であれば、
0:24:38	今のね、例えば他の事業シャーの申請。
0:24:46	失礼しました申請書の内容及び規制庁がホームページで公開している、
0:24:56	審査書ですね、審査結果というところ、なんか見ていただければいいと思うんですけれども、ここ、ここで、要は、その分から、
0:25:08	要員かつ安全についていうところですね、容易についていうことで、こいろいろ総取扱打ってつたりどうだこうだというふうなところの、
0:25:20	言葉を記載いただけてますけども、あと安全についていうことは、要はつり金具なり何なりがですねいわゆる
0:25:33	漏えいの話の所で展開されてるのが、5倍荷重に対して、壊れないという評価がなされてるというふうに認識しておるんですけれども。
0:25:46	その旨をね、はこちらの方に書いて欲しいんですね。
0:25:50	引用のね4-2、4条第2号のところにあつたんですけども、こちらの方に書いていただきたいと思ひますで、合わせて、
0:26:00	疲労についても保守側につり回数を設定してもコア壊れない、綺麗さそうな商品設計、
0:26:09	設計としている内覧なりっていうことですねそういうことが、ここで述べられて、
0:26:16	述べられてもらいたいというふうに考えてます。
0:26:21	で、
0:26:27	あとですね42号のところはですから、先ほど言いました、ロジの4の、Cポツのところは、
0:26:37	基本上1号の方に移してもらうというふうなことだと思ひますね。
0:26:43	で、
0:26:44	委員を、今回披露のところ、アヒル失礼しました。深度のところ、ちょっといろいろ、要は最終的に続考えた像がほとんど物資できて十分に問題ないと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:58	いうふうなことが言われればいいのかなあと思っています。
0:27:03	で、
0:27:04	あと、熱膨張が後どこですかね A と B と C の間かもしれませんが、熱膨張しな熱膨張してもその影響はないということをちょっと言及しててください。
0:27:17	ものから見て座
0:27:19	異材いざどっかで干渉するようなところはほとんどないんで、44 号、44 号かなの技術基準に対しても、そういうふうな形になろうかと思えます。
0:27:32	熱膨張に対して、熱膨張によって干渉等を生じることはないというふうなことを一つ、こちらの方で
0:27:42	記載いただければと思います。
0:27:45	では、
0:27:49	先ほどの疲労の話ですね、圧力に対して、疲労考慮するレベルでは、ない、なく、
0:28:00	いわゆる、
0:28:01	麻痺を含めて、亀裂破損を生じる恐れがないというふうなことがここで必要ではないかなと思います。
0:28:08	42 号はそれで結構です。そうなんす。ちょっと中部をご検討いただきたいと思います。
0:28:17	で、刀禰 4 条、四条、
0:28:21	四条 4、45 号かな。
0:28:25	45 なんですけれども、令和
0:28:29	規則はね弁を
0:28:32	容易に操作できないような措置が施されてることってということなんですけども、
0:28:38	要は、ここでは
0:28:42	要はバルブ、
0:28:43	のことが書かれて弁ほぼ覆われてるからっていうことで
0:28:50	問題ないというふうなご説明なんですけれども、運搬中は当然、
0:28:57	すいません。
0:29:00	弁だけでなくね、閉止栓についても、あそこ悪さしたら中の 6 位出てくるんですよ結局、だから、そういうふうな、中の放射性物質を、何かそこアクセスすることによってね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:15	放出してしまう、リスクのあるところच्छゅといえは、
0:29:20	レント平成になろうかと思ひます。これらについては、
0:29:26	むしろ弁保護具も、
0:29:28	手突っ込んだら、弁にアクセスできるかどうかはちょっとあるんですけれども、完全に追ってるのは、耐熱カバーだと思ひますので、耐熱カバーで追われてるからっていうふうな、
0:29:45	趣旨が、適、適適切じゃないかなというふうな考へてます。
0:29:54	よろしいですかね。
0:29:56	あとは、12条の炉小Gの6の12条のところの、
0:30:06	と0の、
0:30:08	何だ、第1項第2号のところ、30点以下でありこれこれというふうなこと書いてあるんであるんですけども、実際のアンドなランドに対してこれがこれ下回ってとか、
0:30:23	いうふうなことを変えていた、記載いただければと思ひますので、例えば、要はし、
0:30:32	先日の審査会合のところでも、こちらの理解に対してそうだというふうにご回答いただいた、10表面の温度がある温度を下回ると。
0:30:44	いうところで負圧が担保できるという、いうようなことを、詳しくはいらないですけども、直接の根拠になることをですね、ちょっと記載いただければと思ひます。追記いただければと思ひます。
0:30:59	で、G-7なんですけども、
0:31:07	次の7ページなんですけども、第2号第2項のところ、放射性物質の漏えいがなく、弁の損傷もないということで、以下の条件で評価した結果、何々だから、放射性物質の漏えいがなく、弁の損傷はないということで、
0:31:25	これも職員をちょっとここで追記いただければと思ひます。
0:31:30	第3号も同じですね。密封装置の破損はないということで、陽圧が耐えるということと、例えば半田の温度が、溶融して、
0:31:43	そういうふうな、燃取的に健全性を保つとかそういう旨だと思ひますけど、あまり詳しくたくさん書く必要ないと思ひますけども、ずばり何かキーワードがここに入っていればというふうな考へます。
0:31:56	で、当然、なんか気圧米気圧云々の話も、先日、審査会合で触れていたでいますし、今回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:07	ちゃんとある程度定量的な公共もお示しいただいてますんで、その辺のエッセンスを少し追記いただければと思います。
0:32:17	ちょっと最後の方はもう、適合性というところでですね、
0:32:25	言われ、規則で言われてることに対して、直後の根拠と、それを踏まえて、亀裂破損がないとか放射性物質の漏えいがないとか、元が壊れないとかというふうなことを、
0:32:39	いうふうなロジックになってるかというところで、もう1回ちょっと文章を見直しただけ、見直し、ちょっと遂行いただければと考えております。以上です。
0:32:51	日本原燃坂本でございます。コメントありがとうございます。我々も今、投資、
0:32:57	事業者の審査書、最新の審査書を参考に事象の方全体見なおしております、もう少し悩んでいたところもあったんですけども、今いただいたコメントを、
0:33:07	これで十分理解できましたので、これも踏まえて、辞書を全面的に見直した上で、修正したものを、補正等対応するようにいたします。以上です。はい。
0:33:19	若手だから、規則に適合するんだねと、していますということが明確になるような記載であれば結構だと考えております。以上です。
0:33:38	日本原燃八木橋です。コメントご連絡ありがとうございます。今の点ですけども、うちの方も修文をかけていきますが、こちらの方は、今定性的にしか書いてないところと定量値書いてたところと混在してますので、それは規定に統一、
0:33:55	するようになります。まず定性的に書いた上でそれを判断するために、基準に対してこれこれこうだからっていう定量値等を取りまぜてここの中で話がクローズできるように、
0:34:08	整理をして参ります。以上です。はい。よろしく申し上げます。
0:34:14	あと一つ確認なんですけども、品質管理の方法のところ、ですね。
0:34:24	こちらで品質マネジメント要求事項というのは、
0:34:30	いわゆる
0:34:32	その原燃の中のどの、どの図書に規定されるものな品質マニュアルなんでしょうか。
0:34:40	それと、ちょっとよくわかんないんですけど保安規定なのかちょっとその辺、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:45	品質に、よう、一応今回
0:34:49	提出いただいたものを見ると、品質マニュアルかなとこちら思ったんですけども、その辺はちょっと事実関係を、わかれば教えていただけますでしょうか。
0:35:02	日本原燃阪本でございます。おっしゃる通り、ここに書いてある品質の管理方法については、当社の品質マニュアルのものを持ってきたものです。保安規定でもこの品質マニュアルを定める。
0:35:14	きてございまして、この品質マニュアルに基づいて今回の設計書に今後の輸送等も対応していくという管理をさせていただきます。
0:35:23	以上です。はい。それから、保安規定が最上位になってそれで品質マニュアル定めなさいと品質マニュアルの中に、品質マネージメントよ上の要求事項を
0:35:33	まとめているということで、理解したんですその理解で間違いはないでしょうか。
0:35:42	はい。人間の方でその通りでございます。はい、どうぞ。はい、ありがとうございます。
0:35:47	私の方から、
0:35:50	以上ですけど。
0:35:58	規制庁さんのですけれども、
0:36:01	日本原燃の方から何か質問、確認したい点ありましたらお願いします。
0:36:11	基本検査でございます。福田ございません。
0:36:16	規制庁の方もよろしいですかねそうですねはい。
0:36:20	はい。規制庁佐野です。それではですね、これをもちまして本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。
0:36:28	はい、どうもありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。